

小樽開発建設部管内 道路照明施設整備等PFI事業の実施に関する方針等の訂正表（令和8年7月28日）

令和8年7月7日に公表した「小樽開発建設部管内 道路照明施設整備等PFI事業 実施方針（令和8年7月）」「小樽開発建設部管内 道路照明施設整備等PFI事業 要求水準書（案）（令和8年7月）」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目	行数	訂正前	訂正後																																																																																																																																
1	実施方針	19	第 2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	17	② 平成 23 年度以降公告日までに完了した以下に示す業務において、 <u>1 件以上（設計共同体の場合は、構成員のいずれかの企業が有していればよい。）</u> の実績を有すること。	② 平成 28 年度以降公告日までに完了した以下に示す業務において、 <u>1 件以上</u> の実績を有すること。																																																																																																																																
2	実施方針	21	第 2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	19	a 配置予定管理技術者は、平成 23 年度以降公告日までに完了した以下に示す業務において、	a 配置予定管理技術者は、平成 28 年度以降公告日までに完了した以下に示す業務において、																																																																																																																																
3	実施方針	27	第 3	2	(3)	業務の履行の検査等	28	なお、小樽開発建設部は、 <u>年度末に</u> 既済部分検査を実施することとし、既済部分検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に改善・復旧を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知を発行し、 <u>施設更新業務に係る</u> 対価（出来高払い分）を支払う。	なお、小樽開発建設部は、既済部分検査を実施することとし、既済部分検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に改善・復旧を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知を発行し、対価（出来高払い分）を支払う。																																																																																																																																
4	実施方針	27	第 3	2	(3)	業務の履行の検査等	32	② 新設 L E D 道路照明の完工確認検査 小樽開発建設部は、未 L E D 道路照明の全ての L E D 化が完了した後に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完工確認検査）を行う。 小樽開発建設部は、完工確認検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、 <u>施設更新業務に係る</u> 対価（割賦払い分）を支払う。	② 新設 L E D 道路照明の完工確認検査 小樽開発建設部は、未 L E D 道路照明の全ての L E D 化が完了した後に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完工確認検査）を行う。 小樽開発建設部は、完工確認検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、対価（割賦払い分）を支払う。																																																																																																																																
5	実施方針	39～43	別紙 3	－	－	全体	表内	リスク分担表 <table><tr><th rowspan="2">段階</th><th rowspan="2">リスク分類</th><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">リスク内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">説明</th></tr><tr><th>国</th><th>事業者</th></tr><tr><td></td><td>選定企業等のリスク</td><td>1</td><td>業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任</td><td></td><td>○</td><td>選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。</td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>国の貸与資料に関するリスク</td><td>23</td><td>国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">調査に関するリスク</td><td>24</td><td>国による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>25</td><td>事業者による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">設計変更に関するリスク</td><td>26</td><td>国の得責事由による設計変更による増加費用又は損害</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>27</td><td>事業者の得責事由による設計変更による増加費用又は損害</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">設計図書の瑕疵リスク</td><td>28</td><td>国が実施した設計結果の瑕疵による増加費用又は損害</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>29</td><td>本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td></td><td>環境対策リスク</td><td>30</td><td>本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用</td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>	段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明	国	事業者		選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。		国の貸与資料に関するリスク	23	国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○			調査に関するリスク	24	国による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費	○			25	事業者による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費		○			設計変更に関するリスク	26	国の得責事由による設計変更による増加費用又は損害	○			27	事業者の得責事由による設計変更による増加費用又は損害		○			設計図書の瑕疵リスク	28	国が実施した設計結果の瑕疵による増加費用又は損害	○			29	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害		○			環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○		リスク分担表 <table><tr><th rowspan="2">段階</th><th rowspan="2">リスク分類</th><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">リスク内容</th><th colspan="2">負担者</th><th rowspan="2">説明</th></tr><tr><th>国</th><th>事業者</th></tr><tr><td>共通</td><td>選定企業等のリスク</td><td>1</td><td>業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任</td><td></td><td>○</td><td>選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。</td></tr><tr><td rowspan="7">設計業務 施設更新業務 工事監理業務</td><td>国の貸与資料に関するリスク</td><td>23</td><td>国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">調査に関するリスク</td><td>24</td><td>国による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>25</td><td>事業者による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">設計変更に関するリスク</td><td>26</td><td>国の得責事由による設計変更による増加費用又は損害</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>27</td><td>事業者の得責事由による設計変更による増加費用又は損害</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">設計図書の瑕疵リスク</td><td>28</td><td>国が実施した設計結果の瑕疵による増加費用又は損害</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>29</td><td>本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td></td><td>環境対策リスク</td><td>30</td><td>本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用</td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>	段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明	国	事業者	共通	選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。	設計業務 施設更新業務 工事監理業務	国の貸与資料に関するリスク	23	国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○			調査に関するリスク	24	国による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費	○			25	事業者による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費		○		設計変更に関するリスク	26	国の得責事由による設計変更による増加費用又は損害	○			27	事業者の得責事由による設計変更による増加費用又は損害		○		設計図書の瑕疵リスク	28	国が実施した設計結果の瑕疵による増加費用又は損害	○			29	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害		○			環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	
段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明																																																																																																																																			
				国	事業者																																																																																																																																				
	選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。																																																																																																																																			
	国の貸与資料に関するリスク	23	国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○																																																																																																																																					
	調査に関するリスク	24	国による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費	○																																																																																																																																					
		25	事業者による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費		○																																																																																																																																				
	設計変更に関するリスク	26	国の得責事由による設計変更による増加費用又は損害	○																																																																																																																																					
		27	事業者の得責事由による設計変更による増加費用又は損害		○																																																																																																																																				
	設計図書の瑕疵リスク	28	国が実施した設計結果の瑕疵による増加費用又は損害	○																																																																																																																																					
		29	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害		○																																																																																																																																				
	環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○																																																																																																																																				
段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明																																																																																																																																			
				国	事業者																																																																																																																																				
共通	選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責に帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。																																																																																																																																			
設計業務 施設更新業務 工事監理業務	国の貸与資料に関するリスク	23	国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○																																																																																																																																					
	調査に関するリスク	24	国による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費	○																																																																																																																																					
		25	事業者による道路照明施設に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費		○																																																																																																																																				
	設計変更に関するリスク	26	国の得責事由による設計変更による増加費用又は損害	○																																																																																																																																					
		27	事業者の得責事由による設計変更による増加費用又は損害		○																																																																																																																																				
	設計図書の瑕疵リスク	28	国が実施した設計結果の瑕疵による増加費用又は損害	○																																																																																																																																					
		29	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害		○																																																																																																																																				
	環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○																																																																																																																																				

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目	行数	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																						
								<table><tr><td rowspan="12">施設更新業務引渡し</td><td rowspan="4">引渡し遅延リスク</td><td>31</td><td>国の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用</td><td>☐</td><td></td><td>国は増加費用を負担する。ただし、未実施の施設維持修繕業務及び点検業務相当分の対価については支払わない。</td></tr><tr><td>32</td><td>事業者の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害</td><td></td><td>☐</td><td>事業者は国に遅延損害金を支払う。本施設の整備を行う上で避けることのできない事象と国が判断する場合は協議によるものとする。</td></tr><tr><td rowspan="2">工事中・中断リスク</td><td>33</td><td>国の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr><tr><td>34</td><td>事業者の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">第三者への損害リスク</td><td>42</td><td>国の賠償事由により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr><tr><td>43</td><td>国の賠償事由以外により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（不可抗力に起因する場合を除く。）</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">国施設の損傷リスク</td><td>44</td><td>国の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr><tr><td>45</td><td>事業者の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td>46</td><td>国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による国施設の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）</td><td>☐</td><td></td><td>国は事業者に生じた増加費用を負担する。</td></tr><tr><td rowspan="2">原状回復リスク</td><td>51</td><td>契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する施設その他の物件等を作業場所から撤去するとともに、作業場所を通常交通等に支障のない状態に復旧する費用</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">移行期間保全リスク</td><td>52</td><td>契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの本施設の出来形又は本施設の維持保全に要する費用</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">契約解除リスク</td><td>53</td><td>国の賠償事由による契約解除</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr><tr><td>54</td><td>事業者の賠償事由による契約解除</td><td></td><td>☐</td><td>事業者は国に違約金を支払う。</td></tr><tr><td>55</td><td>不可抗力に起因する契約解除</td><td>☐</td><td>☐</td><td>国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。</td></tr><tr><td>56</td><td>法令変更に起因する契約解除</td><td>☐</td><td>☐</td><td>国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。</td></tr></table>	施設更新業務引渡し	引渡し遅延リスク	31	国の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用	☐		国は増加費用を負担する。ただし、未実施の施設維持修繕業務及び点検業務相当分の対価については支払わない。	32	事業者の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		☐	事業者は国に遅延損害金を支払う。本施設の整備を行う上で避けることのできない事象と国が判断する場合は協議によるものとする。	工事中・中断リスク	33	国の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	☐			34	事業者の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		☐		第三者への損害リスク	42	国の賠償事由により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	☐			43	国の賠償事由以外により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（不可抗力に起因する場合を除く。）		☐		国施設の損傷リスク	44	国の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用	☐			45	事業者の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用		☐		46	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による国施設の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	☐		国は事業者に生じた増加費用を負担する。	原状回復リスク	51	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する施設その他の物件等を作業場所から撤去するとともに、作業場所を通常交通等に支障のない状態に復旧する費用		☐		移行期間保全リスク	52	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの本施設の出来形又は本施設の維持保全に要する費用		☐		契約解除リスク	53	国の賠償事由による契約解除	☐			54	事業者の賠償事由による契約解除		☐	事業者は国に違約金を支払う。	55	不可抗力に起因する契約解除	☐	☐	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。	56	法令変更に起因する契約解除	☐	☐	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。	<table><tr><td rowspan="12">施設維持修繕業務</td><td rowspan="4">引渡し遅延リスク</td><td>31</td><td>国の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用</td><td>☐</td><td></td><td>国は増加費用を負担する。ただし、未実施の施設維持修繕業務及び点検業務相当分の対価については支払わない。</td></tr><tr><td>32</td><td>事業者の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害</td><td></td><td>☐</td><td>事業者は国に遅延損害金を支払う。本施設の整備を行う上で避けることのできない事象と国が判断する場合は協議によるものとする。</td></tr><tr><td rowspan="2">工事中・中断リスク</td><td>33</td><td>国の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr><tr><td>34</td><td>事業者の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="6">第三者への損害リスク</td><td>42</td><td>国の賠償事由により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr><tr><td>43</td><td>国の賠償事由以外により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（不可抗力に起因する場合を除く。）</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">国施設の損傷リスク</td><td>44</td><td>国の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr><tr><td>45</td><td>事業者の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td>46</td><td>国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による国施設の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）</td><td>☐</td><td></td><td>国は事業者に生じた増加費用を負担する。</td></tr><tr><td rowspan="2">原状回復リスク</td><td>51</td><td>契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する施設その他の物件等を作業場所から撤去するとともに、作業場所を通常交通等に支障のない状態に復旧する費用</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">移行期間保全リスク</td><td>52</td><td>契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの本施設の出来形又は本施設の維持保全に要する費用</td><td></td><td>☐</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">契約解除リスク</td><td>53</td><td>国の賠償事由による契約解除</td><td>☐</td><td></td><td></td></tr><tr><td>54</td><td>事業者の賠償事由による契約解除</td><td></td><td>☐</td><td>事業者は国に違約金を支払う。</td></tr><tr><td>55</td><td>不可抗力に起因する契約解除</td><td>☐</td><td>☐</td><td>国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。</td></tr><tr><td>56</td><td>法令変更に起因する契約解除</td><td>☐</td><td>☐</td><td>国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。</td></tr></table>	施設維持修繕業務	引渡し遅延リスク	31	国の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用	☐		国は増加費用を負担する。ただし、未実施の施設維持修繕業務及び点検業務相当分の対価については支払わない。	32	事業者の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		☐	事業者は国に遅延損害金を支払う。本施設の整備を行う上で避けることのできない事象と国が判断する場合は協議によるものとする。	工事中・中断リスク	33	国の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	☐			34	事業者の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		☐		第三者への損害リスク	42	国の賠償事由により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	☐			43	国の賠償事由以外により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（不可抗力に起因する場合を除く。）		☐		国施設の損傷リスク	44	国の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用	☐			45	事業者の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用		☐		46	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による国施設の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	☐		国は事業者に生じた増加費用を負担する。	原状回復リスク	51	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する施設その他の物件等を作業場所から撤去するとともに、作業場所を通常交通等に支障のない状態に復旧する費用		☐		移行期間保全リスク	52	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの本施設の出来形又は本施設の維持保全に要する費用		☐		契約解除リスク	53	国の賠償事由による契約解除	☐			54	事業者の賠償事由による契約解除		☐	事業者は国に違約金を支払う。	55	不可抗力に起因する契約解除	☐	☐	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。	56	法令変更に起因する契約解除	☐	☐	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
施設更新業務引渡し	引渡し遅延リスク	31	国の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用	☐		国は増加費用を負担する。ただし、未実施の施設維持修繕業務及び点検業務相当分の対価については支払わない。																																																																																																																																																																									
		32	事業者の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		☐	事業者は国に遅延損害金を支払う。本施設の整備を行う上で避けることのできない事象と国が判断する場合は協議によるものとする。																																																																																																																																																																									
		工事中・中断リスク	33	国の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	☐																																																																																																																																																																										
			34	事業者の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		☐																																																																																																																																																																									
	第三者への損害リスク	42	国の賠償事由により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	☐																																																																																																																																																																											
		43	国の賠償事由以外により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（不可抗力に起因する場合を除く。）		☐																																																																																																																																																																										
		国施設の損傷リスク	44	国の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用	☐																																																																																																																																																																										
			45	事業者の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用		☐																																																																																																																																																																									
			46	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による国施設の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	☐		国は事業者に生じた増加費用を負担する。																																																																																																																																																																								
		原状回復リスク	51	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する施設その他の物件等を作業場所から撤去するとともに、作業場所を通常交通等に支障のない状態に復旧する費用		☐																																																																																																																																																																									
	移行期間保全リスク		52	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの本施設の出来形又は本施設の維持保全に要する費用		☐																																																																																																																																																																									
		契約解除リスク	53	国の賠償事由による契約解除	☐																																																																																																																																																																										
54	事業者の賠償事由による契約解除			☐	事業者は国に違約金を支払う。																																																																																																																																																																										
55	不可抗力に起因する契約解除		☐	☐	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。																																																																																																																																																																										
56	法令変更に起因する契約解除		☐	☐	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。																																																																																																																																																																										
施設維持修繕業務	引渡し遅延リスク	31	国の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用	☐		国は増加費用を負担する。ただし、未実施の施設維持修繕業務及び点検業務相当分の対価については支払わない。																																																																																																																																																																									
		32	事業者の賠償事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		☐	事業者は国に遅延損害金を支払う。本施設の整備を行う上で避けることのできない事象と国が判断する場合は協議によるものとする。																																																																																																																																																																									
		工事中・中断リスク	33	国の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	☐																																																																																																																																																																										
			34	事業者の賠償事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		☐																																																																																																																																																																									
	第三者への損害リスク	42	国の賠償事由により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	☐																																																																																																																																																																											
		43	国の賠償事由以外により、施設維持修繕業務等の実施について第三者に及ぼした損害（不可抗力に起因する場合を除く。）		☐																																																																																																																																																																										
		国施設の損傷リスク	44	国の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用	☐																																																																																																																																																																										
			45	事業者の賠償事由による国施設の損傷を復旧するための費用		☐																																																																																																																																																																									
			46	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による国施設の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	☐		国は事業者に生じた増加費用を負担する。																																																																																																																																																																								
		原状回復リスク	51	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する施設その他の物件等を作業場所から撤去するとともに、作業場所を通常交通等に支障のない状態に復旧する費用		☐																																																																																																																																																																									
	移行期間保全リスク		52	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの本施設の出来形又は本施設の維持保全に要する費用		☐																																																																																																																																																																									
		契約解除リスク	53	国の賠償事由による契約解除	☐																																																																																																																																																																										
54	事業者の賠償事由による契約解除			☐	事業者は国に違約金を支払う。																																																																																																																																																																										
55	不可抗力に起因する契約解除		☐	☐	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。																																																																																																																																																																										
56	法令変更に起因する契約解除		☐	☐	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。																																																																																																																																																																										
6	実施方針	41	別紙3	31	－	引渡し遅延リスク	表内	国は増加費用を負担する。ただし、未実施の施設維持修繕業務及び点検業務相当分の対価については支払わない。	国は増加費用を負担する。ただし、未実施の施設維持修繕業務相当分の対価については支払わない。																																																																																																																																																																						
7	要求水準書（案）	4	第1	10	－	適用基準	20	記載なし	（9）国土交通省「電気通信設備工事共通仕様書」（令和8年3月）																																																																																																																																																																						
8	要求水準書（案）	9	第1	20	(1)	分別解体等・再生資源化等の取り扱い	表内	<table><tr><td colspan="4">1）分別解体等の方法（施工条件明示事項）</td></tr><tr><td>工事の種類</td><td>☐新築工事</td><td>☒維持・修繕工事</td><td>☐解体工事</td></tr><tr><td rowspan="7">び</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体の方法（解体工事のみ）</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他（ ）</td><td>その他の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	1）分別解体等の方法（施工条件明示事項）				工事の種類	☐ 新築工事	☒ 維持・修繕工事	☐ 解体工事	び	工程	作業内容	分別解体の方法（解体工事のみ）	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	<table><tr><td colspan="4">1）分別解体等の方法（施工条件明示事項）</td></tr><tr><td>工事の種類</td><td>☐新築工事</td><td>☒維持・修繕工事</td><td>☐解体工事</td></tr><tr><td rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体の方法（解体工事のみ）</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他（ ）</td><td>その他の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	1）分別解体等の方法（施工条件明示事項）				工事の種類	☐ 新築工事	☒ 維持・修繕工事	☐ 解体工事	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法（解体工事のみ）	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																										
1）分別解体等の方法（施工条件明示事項）																																																																																																																																																																															
工事の種類	☐ 新築工事	☒ 維持・修繕工事	☐ 解体工事																																																																																																																																																																												
び	工程	作業内容	分別解体の方法（解体工事のみ）																																																																																																																																																																												
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
1）分別解体等の方法（施工条件明示事項）																																																																																																																																																																															
工事の種類	☐ 新築工事	☒ 維持・修繕工事	☐ 解体工事																																																																																																																																																																												
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法（解体工事のみ）																																																																																																																																																																												
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												
	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																																																																																																																																																																												

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目	行数	訂正前	訂正後																																																																																																
9	要求水準書（案）	16	第 1	27	(2)	遠隔臨場による工事検査の実施について	表内	<table><tr><td></td><td>工事实 施状況</td><td colspan="2">出来形</td><td colspan="2">品質</td><td colspan="2">出来ばえ</td></tr><tr><td></td><td>書類</td><td>書類</td><td>実地</td><td>書類</td><td>実地</td><td>書類</td><td>実地</td></tr><tr><td>完成検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>中間技術検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>既済部分検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>完済部分検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>		工事实 施状況	出来形		品質		出来ばえ			書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地	完成検査	○	○	○	○	○	○	○	中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○	既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	<table><tr><td></td><td>工事实 施状況</td><td colspan="2">出来形</td><td colspan="2">品質</td><td colspan="2">出来ばえ</td></tr><tr><td></td><td>書類</td><td>書類</td><td>実地</td><td>書類</td><td>実地</td><td>書類</td><td>実地</td></tr><tr><td>完成検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>中間技術検査</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>既済部分検査</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>完済部分検査</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		工事实 施状況	出来形		品質		出来ばえ			書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地	完成検査	○	○	○	○	○	○	○	中間技術検査	－	－	－	－	－	－	－	既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	完済部分検査	－	－	－	－	－	－	－
	工事实 施状況	出来形		品質		出来ばえ																																																																																																			
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地																																																																																																		
完成検査	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
	工事实 施状況	出来形		品質		出来ばえ																																																																																																			
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地																																																																																																		
完成検査	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
中間技術検査	－	－	－	－	－	－	－																																																																																																		
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
完済部分検査	－	－	－	－	－	－	－																																																																																																		
10	要求水準書（案）	25	第 2	1	(5)	打合せ等	14, 17	<u>5</u> ）照査技術者による報告 <u>6</u> ）テレビ会議	<u>4</u> ）照査技術者による報告 <u>5</u> ）テレビ会議																																																																																																
11	要求水準書（案）	33	第 3	1	(6)	リアルタイム路上工事情報提供に関する入力作業	15	リアルタイム路上工事情報提供に関わるマニュアル等については、上記 <u>（1）</u> のホームページアドレスから必要な資料をダウンロードし利用すること。	リアルタイム路上工事情報提供に関わるマニュアル等については、上記 <u>①</u> のホームページアドレスから必要な資料をダウンロードし利用すること。																																																																																																
12	要求水準書（案）	33	第 3	1	(8)	機器仕様書	31~32	①適用規程 本施設の製作に当たっては、 <u>本特記仕様書</u> によるほか次によるものとする。 ア トンネル照明用自動調光装置 道路・トンネル照明器材仕様書（平成 30 年版） <u>別紙 7</u>	①適用規程 本施設の製作に当たっては、 <u>本要求水準書</u> によるほか次によるものとする。 ア トンネル照明用自動調光装置 道路・トンネル照明器材仕様書（平成 30 年版）																																																																																																
13	要求水準書（案）	36	第 3	4	(1)	道路照明設備設置工	8	① <u>接続</u> 道路照明	① <u>連続</u> 道路照明																																																																																																
14	要求水準書（案）	38	第 3	4	(6)	新設 L E D 道路照明の自主検査及び既済部分検査	17	なお、小樽開発建設部は、 <u>年度末に</u> 既済部分検査を実施することとし、既済部分検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に改善・復旧を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知書を発行し、 <u>施設更新業務に係る</u> 対価（出来高払い分）を支払う。	なお、小樽開発建設部は、既済部分検査を実施することとし、既済部分検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に改善・復旧を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知書を発行し、対価（出来高払い分）を支払う。																																																																																																
15	要求水準書（案）	40~41	第 3	6	(1)	道路管理データベースに係る道路施設基本データの作成について	表内	5）道路施設基本データの対象施設名一覧表 <table><tr><th>区分</th><th>施設番号</th><th>施設名</th><th>道路施設 基本データ対象施設</th></tr><tr><td rowspan="9"></td><td>C020</td><td>縦断勾配</td><td></td></tr><tr><td>C030</td><td>平面線形</td><td></td></tr><tr><td>C050</td><td>舗装基本 注-7）</td><td></td></tr><tr><td>C060</td><td>道路交差点</td><td></td></tr><tr><td>C070</td><td>鉄道交差点</td><td></td></tr><tr><td>C080</td><td>歩道及び自転車歩行車道</td><td></td></tr><tr><td>C090</td><td>独立専用歩道</td><td></td></tr><tr><td>C100</td><td>中央帯</td><td></td></tr><tr><td>C110</td><td>環境施設帯</td><td></td></tr></table>	区分	施設番号	施設名	道路施設 基本データ対象施設		C020	縦断勾配		C030	平面線形		C050	舗装基本 注-7）		C060	道路交差点		C070	鉄道交差点		C080	歩道及び自転車歩行車道		C090	独立専用歩道		C100	中央帯		C110	環境施設帯		5）道路施設基本データの対象施設名一覧表 <table><tr><th>区分</th><th>施設番号</th><th>施設名</th><th>道路施設 基本データ対象施設</th></tr><tr><td rowspan="9"><u>道路構造</u></td><td>C020</td><td>縦断勾配</td><td></td></tr><tr><td>C030</td><td>平面線形</td><td></td></tr><tr><td>C050</td><td>舗装基本 注-7）</td><td></td></tr><tr><td>C060</td><td>道路交差点</td><td></td></tr><tr><td>C070</td><td>鉄道交差点</td><td></td></tr><tr><td>C080</td><td>歩道及び自転車歩行車道</td><td></td></tr><tr><td>C090</td><td>独立専用歩道</td><td></td></tr><tr><td>C100</td><td>中央帯</td><td></td></tr><tr><td>C110</td><td>環境施設帯</td><td></td></tr></table>	区分	施設番号	施設名	道路施設 基本データ対象施設	<u>道路構造</u>	C020	縦断勾配		C030	平面線形		C050	舗装基本 注-7）		C060	道路交差点		C070	鉄道交差点		C080	歩道及び自転車歩行車道		C090	独立専用歩道		C100	中央帯		C110	環境施設帯																																	
区分	施設番号	施設名	道路施設 基本データ対象施設																																																																																																						
	C020	縦断勾配																																																																																																							
	C030	平面線形																																																																																																							
	C050	舗装基本 注-7）																																																																																																							
	C060	道路交差点																																																																																																							
	C070	鉄道交差点																																																																																																							
	C080	歩道及び自転車歩行車道																																																																																																							
	C090	独立専用歩道																																																																																																							
	C100	中央帯																																																																																																							
	C110	環境施設帯																																																																																																							
区分	施設番号	施設名	道路施設 基本データ対象施設																																																																																																						
<u>道路構造</u>	C020	縦断勾配																																																																																																							
	C030	平面線形																																																																																																							
	C050	舗装基本 注-7）																																																																																																							
	C060	道路交差点																																																																																																							
	C070	鉄道交差点																																																																																																							
	C080	歩道及び自転車歩行車道																																																																																																							
	C090	独立専用歩道																																																																																																							
	C100	中央帯																																																																																																							
	C110	環境施設帯																																																																																																							
16	要求水準書（案）	44	第 5	1	(1)	業務概要	5	本業務は、本施設の全てについて、不具合や損傷を確認するための巡回、巡回の結果や小樽開発建設部の指示により不具合や損傷を補修する工事及び道路照明台帳の更新・管理を行うものである。	本業務は、本施設の全てについて、不具合や損傷を確認するための巡回、巡回の結果や小樽開発建設部の指示により不具合や損傷を補修する工事 <u>※</u> 及び道路照明台帳の更新・管理を行うものである。																																																																																																
17	要求水準書（案）	47	第 5	1	(5)	現場発生品の処理について	28	1） <u>下表で処分を指定する</u> 撤去品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。	1）撤去品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。																																																																																																
18	要求水準書（案）	48	第 5	2	(2)	現地作業	19	1）出来形確認等の小樽開発建設部の立会は、 <u>巡回等によるチェックポイント方式で行うこと。</u>	1）出来形確認等の小樽開発建設部の立会は、 <u>小樽開発建設部と協議すること。</u>																																																																																																
19	要求水準書（案）	50	第 5	3	(4)	機器仕様書	21	トンネル照明用自動調光装置(照度式)の製作に当たっては、 <u>本特記仕様書</u> によるほか次によるものとする。 ア道路・トンネル照明器材仕様書（平成 30 年度版） （一般社団法	トンネル照明用自動調光装置(照度式)の製作に当たっては、 <u>本要求水準書</u> によるほか次によるものとする。 ア道路・トンネル照明器材仕様書（平成 30 年度版） （一般社団法																																																																																																

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目	行数	訂正前	訂正後																								
								人建設電気技術協会)	人建設電気技術協会)																								
20	要求水準書（案）	51	第 5	3	(5)	道路照明設備設置工	表内	6) L E D道路照明設計の設計条件は、次の各号によるものとする。 ① 道路照明 <table><tr><th>項目</th><th>設計条件</th></tr><tr><td>ア 連続照明</td><td></td></tr><tr><td>(ア) 平均路面輝度</td><td>設計業務成果による</td></tr><tr><td>(イ) 総合輝度均斉度</td><td>0.4 以上</td></tr><tr><td>(ウ) 車線軸均斉度</td><td>設計業務成果による</td></tr><tr><td>(エ) 相対閾値増加</td><td>設計業務成果による</td></tr><tr><td>(オ) 舗装の種類</td><td>アスファルト又はコンクリート</td></tr><tr><td>イ 局部照明</td><td></td></tr><tr><td>(ア) 平均路面輝度</td><td>2 0 l x</td></tr><tr><td>(イ) 照度均斉度</td><td>0.4 以上</td></tr><tr><td>(ウ) 相対閾値増加</td><td>1 5 %以下</td></tr><tr><td>(エ) 舗装の種類</td><td>アスファルト</td></tr></table>	項目	設計条件	ア 連続照明		(ア) 平均路面輝度	設計業務成果による	(イ) 総合輝度均斉度	0.4 以上	(ウ) 車線軸均斉度	設計業務成果による	(エ) 相対閾値増加	設計業務成果による	(オ) 舗装の種類	アスファルト又はコンクリート	イ 局部照明		(ア) 平均路面輝度	2 0 l x	(イ) 照度均斉度	0.4 以上	(ウ) 相対閾値増加	1 5 %以下	(エ) 舗装の種類	アスファルト	<u>(削除)</u>
項目	設計条件																																
ア 連続照明																																	
(ア) 平均路面輝度	設計業務成果による																																
(イ) 総合輝度均斉度	0.4 以上																																
(ウ) 車線軸均斉度	設計業務成果による																																
(エ) 相対閾値増加	設計業務成果による																																
(オ) 舗装の種類	アスファルト又はコンクリート																																
イ 局部照明																																	
(ア) 平均路面輝度	2 0 l x																																
(イ) 照度均斉度	0.4 以上																																
(ウ) 相対閾値増加	1 5 %以下																																
(エ) 舗装の種類	アスファルト																																
21	要求水準書（案）	52	第 5	3	(7)	業務の履行の検査等	20	1) <u>設備</u> 維持修繕業務の検査	1) <u>施設</u> 維持修繕業務の検査																								